

“ふるさとを愛し、夢に向かって たくましく生きる子ども”



# 廣野っ子



酒田市立広野小学校便り

令和2年11月1日

## 子どもたちとインターネットをめぐる問題

飽海地区の小学校長会で生徒指導の分野を担当している関係上、県内の小学校長会の生徒指導委員会という会議に出席しました。年に数回あるうち、今回は小学生とインターネットをめぐる諸課題についての講演がありました。保護者の皆様や地域の皆様にも知っておいていただきたい内容でしたので、資料を添えてご報告いたします。

講師 山形警察署 生活安全課少年係 少年補導専門官 田中 恵美 氏

演題 「子どもたちのネット関係の諸問題について」

- ・「ネットでのやりとりがある＝知り合った」と考える児童生徒が多い。相手の顔や素性がわからなくても「知り合い」と考えており、「知らない人にはついていかない」という指導だけでは大人と子どもでは見解が違う場合も発生する。
- ・「あつまれどうぶつの森」など一般的なゲームに搭載されているチャット機能を使って接触してこることもある。未成年との接触を狙っている大人はいかがわしいサイトだけではなく、普通のサイトから近づいてくる。ボイスチャット機能もやりとりが証拠として残りにくいので危険。
- ・今の子どもたちは、生まれたときからカメラ機能がついている端末やゲーム機とともにいる。撮影すること、撮影されることに抵抗感がない。
- ・今は、小学校時代が情報端末利用のルール作りを徹底する最初で最後のチャンスなのかもしれない。以前は高校入学時にはじめて携帯電話を買い与えられることが多かったが、今は一人1台情報端末を所有する時代。小学生ならば子どもが親と一緒に活動することを嫌がらないので一緒にルール作りを考えるチャンス。「細かいことはケースバイケースで…」これではルールではない。この先出てくる不都合を全部カバーできるルールを最初から作れるかが重要。その際の参考として「スマホ18の約束」(裏面に添付)を紹介したい。もともとアメリカのある母親が13歳の息子にスマホを買い与える際に悩んで作ったルール。インターネットで「スマホ18の約束」と検索すると数種類の訳文が手に入る。それをもとに、それぞれの家庭用にアレンジすることも可能。
- ・You Tubeの利用規約、ツイッターの利用規約を確認してもらいたい。利用できるのは13歳以上となっている。したがって小学生だけではこれらのサイトは利用できない。しかも責任をとるのは保護者、補償等の請求も保護者宛になる。他のサイトにも同じように年齢制限はある。

以上、要点だけの紹介です。学校でも指導を重ねていきますが、大切なのはご家庭で頻繁に話題にしていくことだと思います。

### 11月のおもな予定

2日(月) 振替休業日(10月31日分)	13日(金) クラブ活動(最終)
1日(日)、3日とあわせて3連休です	19日(木) 川南小中合同研修会
5日(木) 教育相談アンケート	23日(月) 勤労感謝の日(3連休)
6日(金) Q-U検査	30日(月) 家庭学習協調週間(～12月6日)
11日(水) 登校班リーダー会	

